# 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

支 庁 長 地域振興局長

申請者

住 所 氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

FAX 番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により, 産業廃棄物収職業

産業廃棄物処分業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日第	号
収集運搬業・処分業の区分		
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	この欄は「別紙」に 記載すること。 収集運搬業については、収集運搬用 処分業については、処分用	
変更の内容		
変 更 理 由		
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日,処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)		
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式,構造及び設備の概要		
*事 務 処 理 欄		

(日本工業規格 A列4番)

## 事業の範囲(事業範囲変更・収集運搬用)

	取り扱う		産業廃棄物の性状				/世	<del>-17</del> .
	産業廃棄物の種類	石綿含有	水銀使用製品	水銀含有	その他	積替 保管	備	考
			産業廃棄物	ばいじん等				
1								
2								
3								
3								
4								
1								
5								
6								
7								
8								
0								
9								
10								
11								
10								
12								
13								
10								
14								
15								
	備    考							

(記入上の注意)

1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に<u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業</u> <u>廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u>が含まれる場合は、〇印をつけること。

## \*石綿含有産業廃棄物とは:

工作物(建築物を含む。)の新築,改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって, 石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

#### \*記載例

「有機性に限る。」、「焼酎廃液に限る。」、「鶏ふんに限る。」など

- 3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。
- 4 備考欄は、産業廃棄物の種類ごとに変更の内容について記載してください。

\*記載例

品目の追加、 積替保管の追加 など

事業の範囲(事業範囲変更・処分用)

	* 乗配囲変史・処分用 取り扱う	産業廃棄物の性状			/#	±z.	
処分の方法	産業廃棄物の種類	石綿含有	水銀使用製品	水銀含有	その他	備	考
			産業廃棄物	ばいじん等			
備    考							

(記入上の注意)

- 1 処分の方法ごとに区分して記載すること。
- 2 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に<u>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業</u> <u>廃棄物又は水銀含有ばいじん等</u>が含まれる場合は、〇印をつけること。
  - \*石綿含有産業廃棄物とは:

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、 石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

3 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

\*記載例

「有機性に限る。」、「焼酎廃液に限る。」、「鶏ふんに限る。」など

4 備考欄は、産業廃棄物の種類ごとに変更の内容について記載してください。 \*記載例

品目の追加,破砕の追加 など

申請者(個人である場合)				
(ふりがな)	、 以 つ ツ ロ /	★	籍	
1 1		本 		
氏 名	生年月日	1土		
	である場合)			
(ふり	が な)			
名	称	住	所	
法定代理人(目	 申請者が法第14条		(する未成年者である場合)	
	しである場合)	<u> </u>		
(ふりがな)		本	籍	
1 1	生年月日			
	土 平 万 口	工	DI	
/ NJ 1	[ ~ + 7 II ^ \			
	(である場合)			
(ふり	が な)			
名	称	住	所 所	
役員(法定	代理人が法人で	ある場合)		
(ふりがな)	生年月日	本	籍	
氏名	役職名・呼称	住	所	
		,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
20. H / th à	++ 1874 1 1 7			
	青者が法人である			
	生年月日	本	籍	
氏 名	役職名・呼称	住	所	

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相 当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている 者があるとき)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
発行済株式				出資の額		
の総数			株			
(ふりがな)	生年月日	促右する	株式の数又は出資の金額	本	1	
氏名又は名称		割	合	住		 所
氏名又は名称	(法人の場合は代表者名)	剖	П	土		ולו
- 会第6条の10	 O に 規 定 す Z	が使用	人(申請者に	 当該使用人が2	ある場合)	
(ふりがな)			本		-	 籍
	役職名・四					 所
氏 名	文 1 1 2 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	产你小				DI DI
		+				
 備考	I					

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄について は、変更のあった者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例 により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法 人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す るものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

*	手数	枓欄